

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

四国運輸局自動車運送事業安全監理室

行政処分等の年月日	令和元年9月9日
事業者の氏名又は名称	株式会社OTL(法人番号6470001014013)(代表者 松井一郎)
事業者の所在地	香川県高松市香南町由佐516-1
営業所の名称	本社営業所
営業所の所在地	香川県高松市香南町由佐516-1
行政処分等の内容	文書警告
主な違反の条項	貨物自動車運送事業法第17条第4項、第60条第1項
違反行為の概要	<p>令和元年7月30日、貨物自動車運送事業に関する監査方針に基づき監査を実施したところ、4件の違反が確認された。</p> <p>(1)運転者に対する点呼が確実になされていなかったこと(安全規則第7条第1項、第2項、第3項)</p> <p>(2)運転者に対する点呼の実施結果の記録内容が不適切であったこと(安全規則第7条第5項)</p> <p>(3)死傷事故を引き起こした運転者に対して法令で定められた適性診断を受診させていなかったこと(安全規則第10条第2項)</p> <p>(4)事業実績報告書の提出をしていなかったこと(貨物自動車運送事業法第60条第1項)</p>
当該違反点数(営業所)	0点
違反点数(事業者)	0点

※ 違反行為の概要において、「安全規則」とは貨物自動車運送事業輸送安全規則のことをいいます。

※ 当該違反点数及び事業者累積点数については、四国運輸局管内における行政処分等をした日現在の点数となっております。

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

四国運輸局自動車運送事業安全監理室

行政処分等の年月日	令和元年9月20日
事業者の氏名又は名称	有限会社森本砂利(法人番号7490002009629)(代表者 森本智代子)
事業者の所在地	高知県吾川郡いの町波川1733-3
営業所の名称	日高営業所
営業所の所在地	高知県高岡郡日高村本村156-2
行政処分等の内容	文書警告
主な違反の条項	貨物自動車運送事業法第9条第1項、第17条第1項
違反行為の概要	<p>令和元年8月21日、死亡事故を端緒として監査を実施したところ、2件の違反が確認された。</p> <p>(1)乗務員の休憩又は睡眠のための施設の位置及び収容能力について認可を受けていなかったこと(貨物自動車運送事業法施行規則第2条第1項第5号)</p> <p>(2)運転者の過労防止に関する措置が不適切であり、連続運転時間の限度を超えて乗務していた者があったこと(安全規則第3条第4項)</p>
当該違反点数(営業所)	0点
違反点数(事業者)	0点

※ 違反行為の概要において、「安全規則」とは貨物自動車運送事業輸送安全規則のことをいいます。

※ 当該違反点数及び事業者累積点数については、四国運輸局管内における行政処分等をした日現在の点数となっております。